

官民競争入札等監理委員会 提出資料

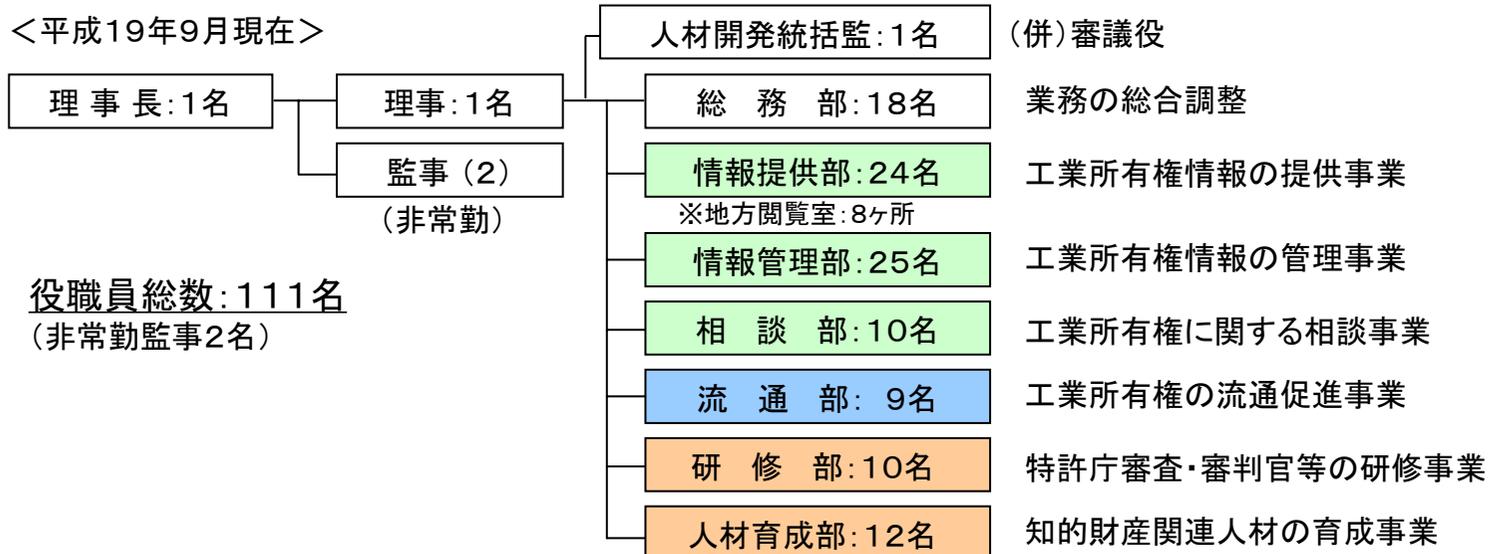
(工業所有権情報・研修館)

平成19年10月
経済産業省 特許庁

I 組織・予算



1. 組織



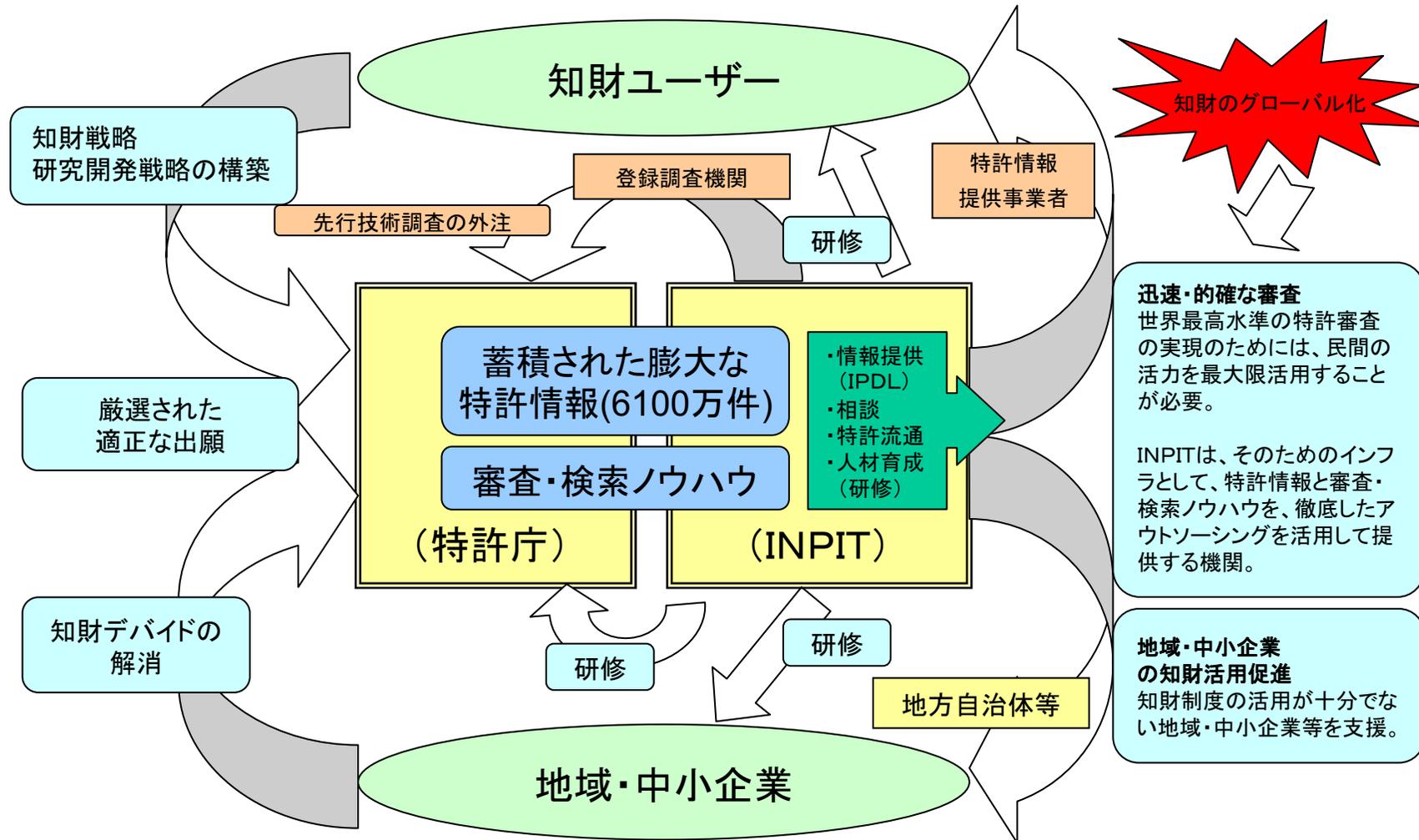
2. 予算

区 別	平成17年度	平成18年度	平成19年度	(単位:百万円)
収入				
運営費交付金	12,915	12,773	14,232	
複写手数料収入	95	30	30	
研修受講料収入	64	50	50	
計	13,074	12,852	14,312	
支出				
業務経費	12,008	11,704	12,880	[注]
工業所有権情報関連業務関係経費	7,603	7,801	8,999	各欄積算と合計欄の数字
工業所有権情報流通等業務関係経費	4,034	3,223	2,993	は四捨五入の関係で一致
人材育成業務関係経費	372	680	888	しないことがある。
一般管理費	216	440	455	
人件費	850	708	977	
計	13,074	12,852	14,312	

II 特許庁とINPITの役割



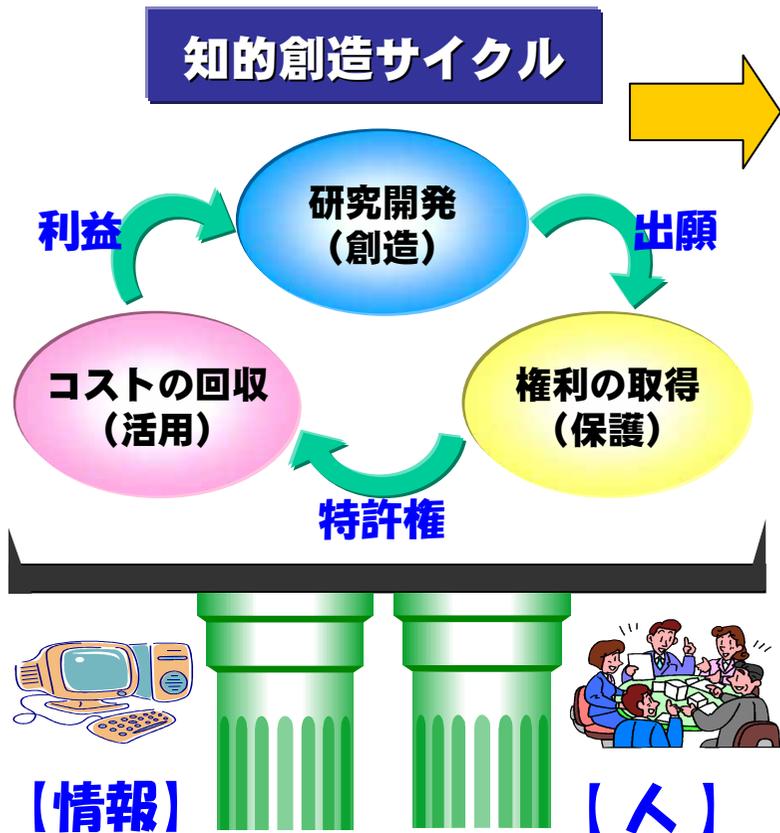
経済のグローバル化に伴い世界規模で特許出願が急増。排他的独占権である特許権の早期取得が競争力確保に繋がることから、産業界は迅速・的確な権利付与を要求。このため、特許庁はコアサービスである審査業務にリソースを集中させ、ユーザー企業の活力を最大限活用するためのインフラ整備をINPITに実施させている。すなわち、通常であれば、政府が直接実施すべき情報提供・相談・職員研修等の業務を切り出して、INPITに移管し、効率的な運営の下で徹底したアウトソーシングを活用して実施。なお、INPITが行っている業務は、諸外国でも国の機関等が実施。



Ⅲ 事業概要



我が国経済の活性化、新産業の創造を進めていく上で、知的創造活動の成果を的確に保護していくため、情報・研修館は、産業財産権制度を支える「情報」及び「人」という基盤と、これらが活用される「環境」の整備・強化を目的として、各種事業を着実に実施。



知財立国実現

- 人材育成事業
 - (1) 審査官、審判官等に対する継続的な研修事業
 - (2) 特許庁が推進する迅速・的確な特許審査の実現(出願の適正化)に向けた審査官のノウハウを移転するための、知財専門人材に対する研修事業

- 工業所有権情報関連事業
 - (1) 特許審査の過程で特許庁に蓄積された膨大な特許情報のうち、外部提供可能な部分をまとめ、特許電子図書館(IPDL)としてインターネット等を通じ無料公開する事業
 - (2) 中小企業等に対する工業所有権制度及び出願手続等の高度な相談対応、並びに地方自治体等の相談窓口機能を支援するためのインフラ整備事業

- 工業所有権情報流通事業
 - (1) 知的創造サイクルの重要な要素である「活用」を促進する観点から、開放特許データベースを構築し、無償で中小企業等へ情報提供する事業
 - (2) 特許流通に係る専門人材を地域やTLOに派遣するなど、中小企業等の特許活用を支援する事業

IV 事務・事業の内容①



1. 人材育成事業①

事務・事業	内容	考え方	平成18年度実績
<p>(1) 特許庁職員に対する研修 (16年10月移管)</p>	<p>特許法施行令第12条、第13条(Ⅶ参考①参照)に定められている審査官・審判官等の資格を取得するために必要な法定研修をはじめ、審査実務、検索方法などのノウハウを短期間で集中的に身につけさせる任期付審査官を育成する研修及び特許庁職員として必要な知識・能力の向上を目的とした各種研修を、特許庁の研修基本方針及び研修計画等に基づき実施。</p> <p style="text-align: center;">【研修風景】</p> 	<p>特許庁の組織運営及び人事政策の中核を成すものである本事業は、本来、特許庁自らが行うべきであるが、INPITの機動性を最大限に活かし、より効果的・効率的な研修を実施するとの観点から、平成16年10月に移管したものの。</p> <p>INPITは、特許行政の実務経験者で構成されており、特許庁職員に必要な知識・ノウハウの蓄積がなされていることにより、特許庁職員研修を実施することが可能となっている。</p> <p>「知的財産人材育成総合戦略」や「知的財産推進計画2005、2006、2007」のいずれにおいてもINPITで推進することとされており、特許行政の実務経験者で組織されているINPIT以外の機関が本研修のカリキュラム作成等、本事業を実施することは考えられない。</p> <p>なお、一般的な語学研修等については、外部機関を活用した方が効果的かつ効率的であるため既に外部機関を活用している。</p>	<p>・延べ6,002名受講</p>

IV 事務・事業の内容②



1. 人材育成事業②

事務・事業	内容	考え方	平成18年度実績
(2) 調査業務実施者の育成研修	<p>特許庁が定める調査業務実施者育成研修方針に基づき、工業所有権に関する手続等の特例に関する法律第37条(Ⅶ参照②参照)に規定する調査業務実施者を育成する研修を、特許審査官と同様の検索環境を使用して実施。</p> <p>なお、登録調査機関の調査実施者となるためには、公正中立な立場にあり、かつ本事業を実施するための専門的なノウハウを有するINPITが実施する研修の修了が法定資格要件となっている。</p> <p>当該研修事業の成果として、この3年間において登録調査機関が1機関から6機関に増加している。</p>	<p>本事業は、特許審査迅速化法(平成16年5月成立)による登録調査機関の設立に必要な、調査業務実施者の育成をINPITが行うものとされた法定研修である。調査業務実施者には、特許庁の審査官が有する法令、条約、審査基準、特許分類及び検索技術に関する高度かつ専門的な知見と実践能力が必要である。</p> <p>このような知見と実践能力の習得を提供する研修の企画・編成、講師の選定及びテキストの作成並びに研修生の実務能力の評価には、特許庁の審査官の行う先行技術調査、権利調査、審査判断の手法とロジックに関して豊富な知識と実践経験・正確な審査ノウハウの情報をもち、それらを研修に組み替えることができるINPITの機能が不可欠である。</p> <p>なお、本事業は特許庁から移管されたものではなく、INPITが独自に設計した研修であり、当該研修ノウハウを有する唯一の機関であることから、民間法人等で遂行することは困難である。</p> <p>「知的財産人材育成総合戦略」や「知的財産推進計画2005, 2006」においてもINPITで実施するものとされている。</p>	<p>・4回開催 受講者297名</p>

【調査業務実施者育成研修】



IV 事務・事業の内容③



1. 人材育成事業③

事務・事業	内容	考え方	平成18年度実績
(3)民間企業等の人材に対する研修	<p>研究者、大学、中小企業等の知財関係者を対象に、特許情報の活用、先行技術の調査能力、特許権侵害・模倣品対策等への適切な対応に必要な知見・ノウハウを修得させることを目的として以下の研修を実施している。</p> <p>①民間企業等向け研修 民間企業等が適切な権利の保護・活用等を図ることを支援するため、特許情報検索、審査基準の考え方に関するノウハウを伝授する研修、特許侵害警告模擬研修等を実施。</p> <p>②行政機関職員向け研修(16年10月移管) 知財関連業務を担当する中央省庁、地方自治体、独立行政法人、公益法人等の行政機関の職員が業務遂行に必要な基礎的知識を習得することにより、知的財産権制度の円滑な運営及び産業財産権行政に対する理解を深めることを目的とした研修を実施。</p>	<p>本事業は、我が国が知財立国を実現する上で重要とされる知財専門人材の育成強化の目的の下、民間団体等では実施されていない、又は研修内容の面で実施は不可能という産業界の要望に応えるかたちで、平成16年10月以降INPITが独自で設計し、ノウハウを蓄積して実施してきた研修事業である。</p> <p>本研修を着実に実施するためには、特許庁の審査官が行う先行技術調査等に関して豊富な知識と実践経験・ノウハウ、特許庁職員に対する研修等を通じて蓄積された研修の企画、講師の選定、テキスト・指導書の作成等のマネジメントに係る知見・ノウハウを備えている機関が行う必要がある。</p> <p>①の研修の実施にあたっては、知財関連研修を実施している民間団体等と研修の企画段階から調整を行い、民業を圧迫しないように、民間ではできないと言われた研修のみを実施しているが、今後、更に調整した結果、民間団体等が参入を希望する場合には、市場化テストを実施する。</p> <p>②の研修の実施主体としては、知財行政を実施する機関か、それと同等の機能を有する知財行政の実務経験者で構成された機関が行うことが最も適切かつ効率的であり、INPIT以外にそのような機関は存在しない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・検索エキスパート研修 7回開催、受講者285名 ・審査基準討論研修 3回開催、受講者92名 ・特許侵害警告模擬研修 4回開催、受講者178名 ・知的財産権政策研修等 5回開催、受講者223名

【研修風景】



※中小企業等を対象とした「知財基礎研修」は、平成16年度までで廃止した。

IV 事務・事業の内容④



2. 工業所有権情報関連事業①

事務・事業	内容	考え方	平成18年度実績
(1) 特許電子図書館 (IPDL) (16年10月移管)	<p>特許審査の過程で特許庁に蓄積された膨大な特許情報のうち、外部提供可能な部分をまとめ、IPDLとしてインターネット等を通じ無料公開する事業。</p> <p>今後、全文ワード検索の機能追加など、更なる利便性向上を図る。</p>	<p>本事業は、特許庁が保有する特許公報等の一次情報や審査ノウハウ等を取得、整理し、IPDL等を通じて出願人や海外特許庁に対して的確、継続的かつ公平に提供する業務である。</p> <p>また、特許庁が保有する工業所有権情報をユーザーに提供することで、出願行動の適正化を通じて、審査の迅速化に貢献するものであり、特許行政の重要な一部を構成するもの。</p>	<p>・IPDL検索回数 約6,970万回</p>
(2) 整理標準化事業 (16年10月移管)	<p>工業所有権情報を整理し、形式の標準化(特許庁内部の形式から2次加工しやすい形式に変換)を行うことで、企業等による情報の活用が可能となるよう、データの複製に要する費用等のみで特許情報提供事業者等へ提供。</p>	<p>ユーザーの利便性の向上及びユーザーニーズに極め細かく応じて、IPDLの機能改善をはじめ、工業所有権情報の提供方法の改善、システムの維持・管理の強化を図りつつ、安定的、継続的、公平かつ無償で提供する事業として、国からINPITに上記事業のノウハウとともに移管されており、今後ともINPITが責任をもって企画・実施する必要がある。</p> <p>なお、整理標準化事業については、特許庁で構築中の新業務システムの関係から見直した結果、技術的な問題が解決すれば、情報の形式の変換が不要となるため、新業務システムの運用開始に合わせて段階的(平成22年度及び25年度)に廃止。</p>	<p>・整理標準化データ提供件数 約1,465万件</p>

IV 事務・事業の内容⑤



2. 工業所有権情報関連事業②

事務・事業	内容	考え方	平成18年度実績
<p>(3) 公報閲覧室における情報提供サービス及び条約で定められた資料等の収集・提供・閲覧サービス (13年4月移管)</p>	<p>我が国で発行された特許公報、外国公報等を収集し、①IPDL検索専用端末、②特許審査官端末、③CD・DVD-ROM閲覧機器、④特許公報等の紙媒体による閲覧サービスとともに、個人・中小企業に対する閲覧・検索方法等の指導により、特許出願のバックアップを実施。また、特許協力条約に規定されている国際調査対象となる最小限資料に加え、審査・審判に必要な最新の公知資料等を収集して特許庁に提供するとともに、一般ユーザーへの閲覧サービスを実施。</p>	<p>特許公報等は、産業財産権の権利の内容を広く国民に公開することにより、活用の促進を図るとともに重複研究・重複出願の防止となるばかりでなく、損害賠償請求や差止請求といった権利侵害に係る法的措置の根拠となる。これら公報等の収集・整理・閲覧は、パリ条約で各加盟国に設置が義務づけられている「中央資料館」としての業務であり、国が遍く、常に国民の請求に応じて公報類を公開する義務を負うものである。また、条約で定められている資料の収集等業務は、特許庁における迅速かつ的確な審査・審判処理に不可欠であるとともに、出願人等の手続の便宜に供する重要な業務である。</p> <p>従って、本事業は中央資料館として、安定的、継続的、公平かつ無償で内外国の公報類を閲覧できる環境を一の主体により提供する必要があるとともに、特許庁の審査・審判及び出願人等の手続に不可欠な業務であることから、引き続き独立行政法人たるINPITが実施することが適当である。</p> <p>毎年、ニーズに応じた検索機能及び操作性の向上を図っている一方、①については、インターネットを介したIPDLの利用状況等を考慮して、今後、事業規模を大幅に縮小する予定。</p>	<p>・利用者数約53,000人 (地方閲覧室8ヶ所含む)</p> <p>・見学者数2,368名(内国1,856名、外国512名)</p> <p>【公報閲覧室】</p> 

IV 事務・事業の内容⑥



2. 工業所有権情報関連事業③

事務・事業	内容	考え方	平成18年度実績
<p>(4)他国との工業所有権情報の交換 (16年10月移管)</p>	<p>①和文抄録の作成・提供 米国及び欧州の工業所有権情報(発明内容を記載した特許明細書等)を和訳した要約書を作成し、我が国特許庁の審査官等に提供するとともに、IPDLを通じて出願人にも公開。</p> <p>②英文抄録の作成・提供 我が国の公開特許公報を英訳した要約書(PAJ)を他国(18年度:87箇所)の特許庁に提供し、特許審査に必要な先行技術調査に使用してもらうことにより、我が国出願人の権利保護に貢献。</p> <p>③審査結果情報の提供システムの整備・運用 特許庁の審査結果や出願書類等の情報を機械翻訳(英訳)し、ネットワークを通じて他国の特許庁に提供するシステムを整備・運用し、他国の特許審査に使用してもらうことで、我が国出願人の迅速な権利取得・権利保護に貢献。</p>	<p>INPITでは、三極特許庁協力(日本国特許庁・アメリカ特許商標庁・ヨーロッパ特許庁)や二国間特許庁協力(日本国特許庁と韓国特許庁・中国知識国家産権局)における合意に基づき、工業所有権情報のデータ交換等の事業を担っている。</p> <p>和文抄録・英文抄録の作成・提供事業、審査結果情報の提供システムの整備・運用は、いずれも各国特許庁が、迅速・的確な審査の実現のために必須のものであり、各国特許審査の重要な一要素を構成するもの。</p> <p>そのため、信頼性の高い公的主体が海外の政府関連機関に無償かつ安定的・継続的に提供すべきものである。</p>	<p>・和文抄録提供件数約29万件</p> <p>・PAJ提供件数約35万件</p>

IV 事務・事業の内容⑦



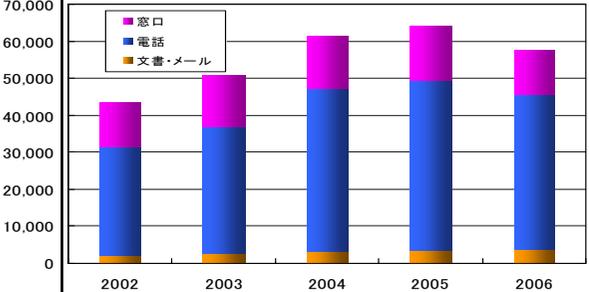
2. 工業所有権情報関連事業④

事務・事業	内容 / 考え方	平成18年度実績
<p>(5) 電子出願ソフトの開発・普及 (19年1月移管)</p> 	<p>①電子出願ソフト開発事業 産業財産権関連の制度改正に対応しつつ、ユーザーの利便性向上や情報通信技術の進捗に応じた電子出願ソフトを開発。 なお、特許庁で構築中の新業務システム(平成22年度に運用開始予定)の関係から見直した結果、技術的な問題が解決すれば、新システムの運用開始に合わせて本事業を廃止。</p> <p>②電子出願普及事業 オンライン申請率の維持・向上を図るために、INPITの職員が電子出願ソフトに関する説明会を開催するとともに、電子出願ソフトに関する相談に対応。 なお、事業実施の実効性を高めるとともに効果的な実施を図るために、多人数を集めて行う大規模な講演形式による説明会を見直し、出願件数等の状況を踏まえた地域での個別具体的な説明会や、企業等に対する訪問指導を新たに開始するなど、ユーザーニーズに対応した事業を実施。さらに、地方における相談体制を効率化。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・平成19年1月からPCT-RO国際出願のインターネット出願を開始。 ・平成19年4月から開始予定の住民基本台帳カード(ICカード)利用に向けた検証を実施(全国9ヶ所)。 ・電子出願の普及活動として、各地において電子出願説明会を開催(全国8箇所)。 ・サポートセンターを設けて出願ソフト運用サーバの運営・管理及び利用者からの出願ソフトの使用方法等の問い合わせに対応。
<p>(6) 公報システムの開発 (19年1月移管)</p>	<p>特許庁が公報を発行するための公報マスタデータを作成する公報システムを開発。 なお、特許庁で構築中の新業務システム(平成22年度に運用開始予定)の関係から見直した結果、技術的な問題が解決すれば、新システムの運用開始に合わせて本事業を廃止。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・平成19年1月からのインターネットによる意匠公報の発行に対応するためのシステム整備を実施。

IV 事務・事業の内容⑧



2. 工業所有権情報関連事業⑤

事務・事業	内容	考え方	平成18年度実績
<p>(7) 知見・ノウハウに基づいた高度な相談対応及び一般的な相談対応と他の相談機関との連携 (13年4月移管)</p> <p>【相談窓口】</p>  <p>【相談件数の推移】</p> 	<p>INPITの工業所有権相談等業務は、個別出願案件に関する相談・照会や、弁理士、大学のTLO、地方公共団体の知的財産に関する相談センター、知財担当職員等が回答できない専門的な相談、権利の承継や技術ノウハウといった高度な相談にも応じることができる職員体制でワンストップサービスを提供。相談窓口の常設に併せ、電話、文書、電子メールにより、工業所有権に関する手続等の高度な相談に無料で対応。</p> <p>また、特許出願手続等に関する一般的な相談についてはマニュアルを作成して契約職員が対応するとともに、毎年相談事例を整理して、他の相談機関（各都道府県の知的財産相談センター、弁理士会等）に提供。</p>	<p>INPITが担っている高度な相談対応は、特許行政に従事した豊富な経験と最新の制度・手続等に関する知識及び正確な判断能力を有する職員による相談体制が不可欠である。</p> <p>通常、官庁では、このような専門的かつ高度な相談事業は自ら実施しているが、特許庁では年間6万件にも上る相談対応を、より効率的な実施が可能な唯一の機関であるINPITに移管することで、特許審査迅速化に向けた審査・審判に集中することが可能となっている。</p> <p>また、「知財推進計画2007」においても、全国の商工会・商工会議所に設置された「知財駆け込み寺」の相談機能の強化が求められており、INPITはその相談支援を担うなど、工業所有権に関する相談事業の「中央センター」として機能している。</p> <p>こうしたことから、INPITと同等の機能を有している機関は特許庁を含め存在しないため、引き続きINPITがかかる相談機能を担わざるを得ない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 相談件数計57,716件 窓口12,109件 電話42,033件 文書1,436件 電子メール2,138件 ユーザーサービス向上のため、18年7月から電話相談を18時までを20時まで延ばす。また、相談ブースを増設(5→6ヶ所)。 相談事例提供件数 574件(47都道府県)

IV 事務・事業の内容⑨



3. 工業所有権情報流通事業①

事務・事業	内容	考え方	平成18年度実績
<p>特許流通促進事業 (13年4月移管)</p>	<p>本事業は、(1)人材活用等による特許流通の促進、(2)開放特許情報等の提供・活用の促進、(3)知的財産権取引事業の育成支援の3つを柱として、総合的に事業を推進している。</p>	<p>特許庁事業として開始され、平成13年の特許庁の内部組織の独立行政法人への移行に伴い、引き継がれる形で実施。 当該移行は、産業財産権の重要性が益々増大する中で国民の強い期待に応えるため、特許庁との一体性を維持しつつ、ユーザーニーズに対し、よりの確・迅速に対応する観点から、責任や費用対効果を明確化した上で自律性・柔軟性を高めるという形でINPITに移行。 加えて、特許庁各部局に分散していた対外サービス及びその実施ノウハウの集約により効率化を図り、機動性を高め、絶えず各種情報やユーザーニーズの的確な把握が必要。また、地方自治体、大学、公設試といった公的色彩の強い組織と全国規模で密接な連携をとりつつ、特許行政に係る高度かつ専門的な知見を前提とした協議、企画、立案を行う必要があるため、INPITでなければ実施できないものである。 本事業は、地方自治体における特許流通支援体制が構築され、民間企業による自立的な特許流通市場が整備されるまでの間過渡的に行われるものであり、その育成状況に応じて事業規模を縮小していく。</p>	<p>・経済的インパクト(製品の売上高, 開発・投資額, ライセンス収入, 新規雇用者人件費から算出)は、2, 404億円で、投入した事業費総額の約8. 4倍。 ・成約件数9,256件(平成9～18年度累計)</p>
	<p>(1)専門人材の活用による特許流通の促進 特許流通の促進を支援する専門家(特許流通アドバイザー)を自治体、地方経済産業局、TLOに派遣し、全国的なネットワークを活用した仲介支援(特許提供希望者と特許導入希望企業等の出会いの場の提供)を実施。</p>	<p>平成19年度より、地域における自立的な特許流通にかかる環境を整備するため、主体を地方へシフトしつつ、地域に根ざした技術移転に関わる専門人材の育成を開始している。 全国規模で特許流通アドバイザーを派遣している唯一の法人であるINPITの有するノウハウを地方自治体に移転している途中であるため、引き続きINPITが事業を実施することが必要である。</p>	<p>・特許流通アドバイザー派遣人数110名</p>

IV 事務・事業の内容⑩



3. 工業所有権情報流通事業②

事務・事業	内容	考え方	平成18年度実績
特許流通促進事業 (続き)	<p>(2) 開放特許情報等の提供と活用支援</p> <p>特許情報提供希望企業から申請により、特許流通データベースに提供希望の開放特許情報を蓄積し、地理的な問題を解消すべくインターネット上でデータベースに蓄積された開放特許を一括して検索できる無料サービスを提供し、その活用を支援する。</p>	<p>本事業の実施にあたっては、(1)の特許流通アドバイザーの全国ネットワークを活用して、中小企業等のニーズを把握し、適当な特許・技術を有している企業にアプローチを行い、特許流通データベースに開放特許を登録してもらうことが肝要であり、このノウハウを有するのはINPITのみである。また、中小企業は公平・中立な公的機関であるINPITだからこそ信頼して情報提供を受けている。以上の理由により、引き続きINPITが事業を実施することが必要である。</p>	<p>・特許流通データベース蓄積件数 58,643件</p>
	<p>(3) 知的財産権取引事業の育成支援</p> <p>特許流通・技術移転に必要な知識を習得することができる特許流通人材育成事業(実務編、基礎編)、特許流通ビジネスに関する講演、知的財産の活用に関する講演及びパネルディスカッションを行う地域特許流通啓発事業等により、知的財産権取引事業者の育成支援のための環境整備を実施。</p>	<p>特許流通人材育成事業(実務編)は、民間主体において同様の事業が行われつつある状況に鑑み、契約期間終了時に廃止。また、地域特許流通啓発事業も、特許流通の普及・啓発という目標の達成状況に鑑み、契約期間終了時に廃止。</p> <p>特許流通人材育成事業(基礎編)は、(1)の特許流通アドバイザーの全国ネットワークや同アドバイザー育成ノウハウを活用して、公共性、基盤整備の観点、及び民間企業による自立的な特許流通市場が整備されるまでの間過渡的に行う観点から、特許庁と不即不離の地位にあるINPITが引き続き実施することが必要である。</p>	<p>・知的財産権取引事業の育成支援の参加者は合計で4,758名。</p>

V 市場化テスト以外の見直し①



1. 廃止又は縮小する事業①

(再掲)

●工業所有権情報関連事業

(1) 整理標準化事業

本事業のうち、特許庁保有の工業所有権情報を2次加工しやすい形式に変換する事業については、特許庁で構築中の新業務システム(平成22年度及び平成25年度に運用開始予定)の関係から見直した結果、技術的な問題が解決すれば、情報の変換が不要となるため、新システムの運用開始に合わせて、段階的に廃止。

(2) 公報閲覧室における情報提供サービス

IPDL検索専用端末(高精細・大画面・専用回線)については、インターネットを介したIPDLの利用状況等を考慮して、事業規模を大幅に縮小。

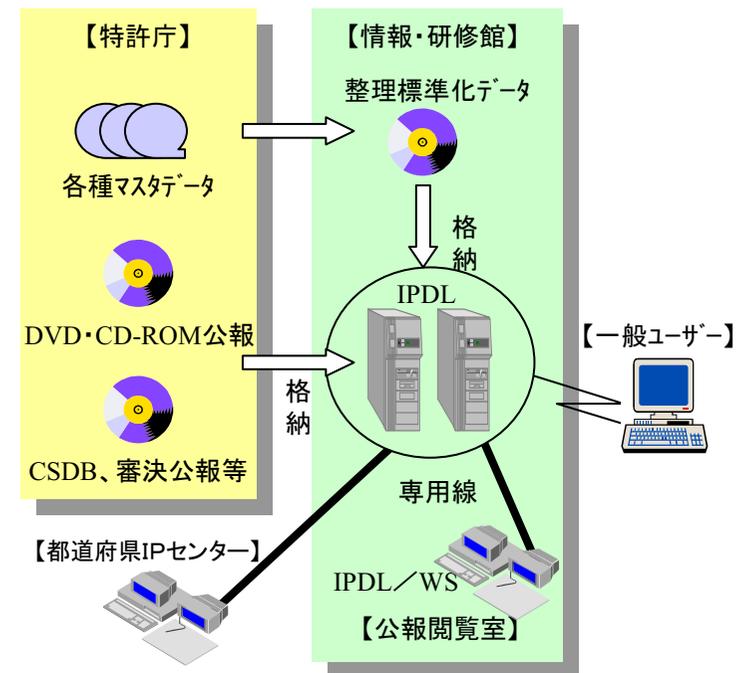
(3) 電子出願ソフト開発事業

特許庁で構築中の新業務システム(平成22年度に運用開始予定)の関係から見直した結果、技術的な問題が解決すれば、新システムの運用開始に合わせて、本事業を廃止。

(4) 公報システムの開発事業

特許庁で構築中の新業務システム(平成22年度に運用開始予定)の関係から見直した結果、技術的な問題が解決すれば、新システムの運用開始に合わせて、本事業を廃止。

【工業所有権情報の整理標準化から情報提供まで】



V 市場化テスト以外の見直し②



1. 廃止又は縮小する事業②

(再掲)

●工業所有権情報流通事業

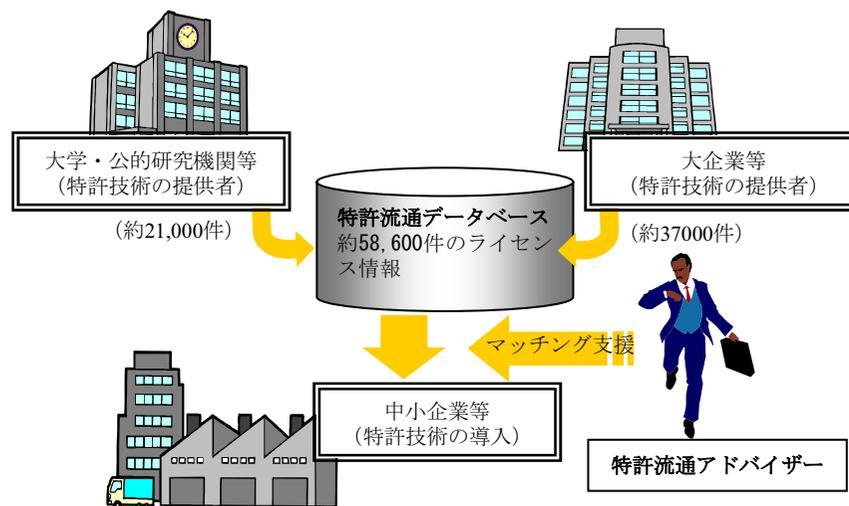
(1) 専門人材の活用による特許流通の促進

- ① 地域における自立的な特許流通にかかる環境を整備するために、平成19年度から主体を地方へシフトしつつ、地域に根ざした技術移転に関わる専門人材の育成を開始している。
- ② TLOの自立とTLO業務の多様化に対応するために、平成19年度からTLO派遣の特許流通アドバイザーの勤務形態を全員非常勤化とした。

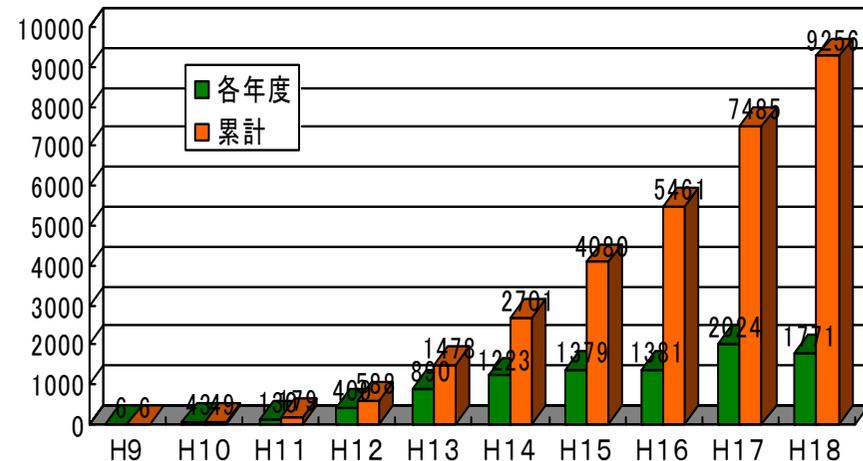
(2) 知的財産権取引事業の育成支援

地方自治体における特許流通支援体制が構築され、民間企業による自立的な特許流通市場が整備されるまでの間過渡的に行われるものであり、その整備状況に応じて事業規模を縮小していく。

特許流通人材育成事業(実務編)、地域特許流通啓発事業は、それぞれ契約期間終了時に廃止。



【特許流通促進事業成約件数推移】



VI 外部資源の活用状況①



(単位:千円)

業務別	平成18年度					平成19年度				
	項番	委託業務の内容	委託先名称	委託方法	契約金額	項番	委託業務の内容	委託先名称	委託方法	契約金額 (変更の可能性あり)
人材育成業務	1	IP・eラーニングシステムホスティングサービス一式	(株)富士通ビジネスシステム	一般競争入札	21,380	1	IP・eラーニングシステムホスティングサービス一式に係る請負契約(H19.4~H23.3)	(株)富士通ビジネスシステム	随意(継続)契約	87,151
	2	IP・eラーニングシステムにおけるドメイン名変更作業一式	(株)富士通ビジネスシステム	随意契約	1,610	2	平成19年度IP・eラーニングシステム開発事業 学習教材の作成(グループA)一式	特定非営利活動法人フロンティア・アソシエイツ	一般競争入札	3,675
	3	IP・eラーニングシステムの開発(学習教材の作成)	特定非営利活動法人フロンティア・アソシエイツ	企画競争	13,686	3	平成19年度IP・eラーニングシステム開発事業 学習教材の作成(グループB)一式	特定非営利活動法人フロンティア・アソシエイツ	一般競争入札	5,985
	4	IP・eラーニングシステムの開発(三極協力用学習教材の作成)	特定非営利活動法人フロンティア・アソシエイツ	企画競争	11,432	4	IP・eラーニングシステムの開発(三極協力用学習教材の作成)	特定非営利活動法人フロンティア・アソシエイツ	一般競争入札	11,340
					(1)	平成19年度調査業務実施者育成研修及び検索エキスパート研修[上級]におけるインストラクター派遣契約	東芝ソリューション(株)	随意契約	7,644	
工業所有権情報関連業務	5	特許電子図書館における産業財産権情報の提供サービスに係る請負契約	(財)日本特許情報機構	随意契約	2,935,116	5	特許電子図書館における産業財産権情報の提供サービス	(財)日本特許情報機構	随意契約	2,472,546
	6	工業所有権情報提供のための整理標準化データ作成	(財)日本特許情報機構	随意契約	536,585	6-1	工業所有権情報提供のための整理標準化データ作成(H19.4~H19.12)	(財)日本特許情報機構	随意契約	314,543
						6-2	工業所有権情報提供のための整理標準化データ作成(H20.1~H21.3)	未定	企画競争	未定
	7	工業所有権情報提供のためのCS書誌的事項データ等の作成	(財)日本特許情報機構	随意契約	2,596	7-1	工業所有権情報提供のためのCS書誌的事項データ等の作成(H19.4~H19.12)	(財)日本特許情報機構	随意契約	8,579
						7-2	H20.1以降は6-2に統合	-	-	-
	8	特許電子図書館情報検索システムの開発	東芝ソリューション(株)	随意契約	22,922	8	特許電子図書館情報検索端末システムの改造	東芝ソリューション(株)	随意契約	6,697
	9	平成19年発行の外国雑誌購入契約	(株)丸善	随意契約	31,594	9 10 11	平成20年発行の外国雑誌購入契約	未定	随意契約	未定
	10	平成19年発行の外国雑誌購入契約	(株)ユサコ	随意契約	1,979					
	11	平成19年発行の外国雑誌購入契約	(株)紀伊國屋書店	随意契約	43,388					
	12	外国特許明細書等と文抄録データ作成	(財)日本特許情報機構	随意契約	1,280,524	12	外国特許明細書等と文抄録データ作成(H19.1~H20.3)	(財)日本特許情報機構	企画競争	1,264,314
	13	公開特許英文抄録(PAJ)データ作成	(財)日本特許情報機構	随意契約	1,380,444	13	公開特許公報英文抄録(PAJ)の作成(H19.1~H20.3)	(財)日本特許情報機構	企画競争	1,333,187
	14	英語版Fターム解説書データの作成	(財)日本特許情報機構	随意契約	51,854	14	英語版Fターム解説書等の作成事業(H19.1~H20.3)	(財)日本特許情報機構	企画競争	51,477
	15	特許漢字書誌の作成・送付	(財)日本特許情報機構	随意契約	9,261	15 16 17	特許・実用新案公報書誌データ及びIPCインバーテッドファイルの作成及び送付	(財)日本特許情報機構	企画競争	13,866
	16	実用新案漢字書誌の作成・送付	(財)日本特許情報機構	随意契約	2,778					
	17	IPCインバーテッドの作成	(財)日本特許情報機構	随意契約	1,736	18 19	FI・Fタームインベントリデータ及びコンコーダンスファイルの作成及び送付	(財)日本特許情報機構	企画競争	8,419
18	FIインベントリの作成・送付	(財)日本特許情報機構	随意契約	4,658						
19	Fタームインベントリの作成・送付	(財)日本特許情報機構	随意契約	4,601						

[注]()の項番は平成19年度からの新規事業。また、19年度以降は原則すべての契約案件について、一般競争入札又は企画競争の競争環境を導入。

VI 外部資源の活用状況②



(単位:千円)

業務別	平成18年度					平成19年度				
	項番	委託業務の内容	委託先名称	委託方法	契約金額	項番	委託業務の内容	委託先名称	委託方法	契約金額 (変更の可能性あり)
工業所有権情報関連業務	20	電子出願ソフトに係る運用支援業務(H19.1~3)	富士通(株)	随意契約	14,726	20	電子出願ソフトに係る運用支援業務	富士通(株)	一般競争入札	450,974
						(2)	パソコン電子出願共通ソフトウェア改造	富士通(株)	随意契約	432,328
						(3)	平成19年度パソコン電子出願説明会の運営業務	未定	一般競争入札	未定
						(4)	特実公報システム(サーバ更改対応及び公報自動編集エラー対応)の改造	(株)日立製作所	随意契約	203,043
						(5)	意商審公報システム(商標法改正対応等)の改造	(株)NTTデータ	随意契約	21,850
						(6)	DNA関連出願配列コードデータの加工(H19.4~20.3)	(財)工業所有権協力センター	一般競争入札	5,393
	21	公開技報への分類付与(H19.1~3)	(財)工業所有権協力センター	一般競争入札	2,377	21	公開技報への分類付与	(財)工業所有権協力センター	一般競争入札	9,933
	22	GENESEQデータの利用(H19.1~3)	インフォコム(株)	一般競争入札	11,220	22	GENESEQデータの利用(H19.4~H20.3)	インフォコム(株)	一般競争入札	44,482
	23	内外国カタログ(新製品)の収集(H19.1~3)	(株)レイテック	随意契約	3,738	23	内外国カタログ(新製品)の収集	(株)レイテック	一般競争入札	14,805
	24	商標解析作業(国内、マドプロ案件)	(財)日本特許情報機構	随意契約	28,105	24	商標解析作業(国内、マドプロ案件)	(財)日本特許情報機構	企画競争	126,374
25	マド・プロ案件に係る指定商品/役務名の翻訳及び類似群コード付与	(財)日本特許情報機構	随意契約	22,667	25	マド・プロ案件に係る指定商品/役務名の翻訳及び類似群コード付与	(財)日本特許情報機構	企画競争	103,685	
26	審判マスタ及び出願マスタ(旧願)のデータ作成	リコーテクノシステムズ(株)	一般競争入札	1,179	26	審判マスタ及び出願マスタ(旧願)のデータ作成(H19.1~20.3)	リコーテクノシステムズ(株)	一般競争入札	6,260	
27	パトリスフリーキーワードデータ(特許・登録実用新案)の購入	(株)パトリス	一般競争入札	2,060	27	パトリスフリーキーワードデータ(特許・登録実用新案)の購入(H19.1~20.3)	(株)パトリス	一般競争入札	10,237	
工業所有権情報流通等業務	28	特許流通促進事業	(社)発明協会	随意契約	2,048,373	28	知的財産取引業育成支援環境整備事業	(社)発明協会	一般競争入札	181,719
	29	特許流通アドバイザー派遣事業	(社)発明協会	企画競争	29,977	29	特許流通アドバイザー派遣事業	(社)発明協会	企画競争	1,729,870
	30	平成18年度特許流通シンポジウム	(社)発明協会	随意契約	7,788		28知的財産取引業育成支援環境整備事業に移行	—	—	—
	31	開放特許情報等提供事業	(財)日本特許情報機構	随意契約	275,652	31-1	開放特許情報等提供事業(H19.4~H19.6)	(財)日本特許情報機構	随意契約	38,468
						31-2	開放特許情報等提供事業(H19.7~H20.3)	(財)日本特許情報機構	企画競争	244,255
	32	特許情報活用支援アドバイザー派遣事業	(財)日本特許情報機構	随意契約	582,981	32	特許情報活用支援アドバイザー派遣事業	(財)日本特許情報機構	企画競争	572,980
	33	特許情報活用支援アドバイザー派遣事業	(財)日本特許情報機構	企画競争	27,352	33				

[注]()の項番は平成19年度からの新規事業。また、19年度以降は原則すべての契約案件について、一般競争入札又は企画競争の競争環境を導入。

VII 参考① 【特許法施行令(昭和三十五年三月八日政令第十六号)(抄)】



(審査官の資格)

第十二条 審査官の資格を有する者は、職務の級が一般職の職員の給与に関する法律（昭和三十五年法律第九十五号）第六条第一項第一号イ行政職俸給表（一）（以下単に「行政職俸給表（一）」という。）による二級以上の者又は同項第二号専門行政職俸給表（以下単に「専門行政職俸給表」という。）若しくは同項第十号指定職俸給表（以下単に「指定職俸給表」という。）の適用を受ける者であつて、次の各号のいずれかに該当し、かつ、独立行政法人工業所有権情報・研修館における所定の研修課程を修了したものとする。

- 一 四年以上特許庁において審査の事務に従事した者
- 二 産業行政又は科学技術に関する事務（研究を含む。以下「産業行政等の事務」という。）に通算して五年以上従事した者であつて、うち三年以上特許庁において審査の事務に従事したもの
- 三 産業行政等の事務に通算して六年以上従事した者であつて、うち二年以上特許庁において審査の事務に従事したもの
- 四 産業行政等の事務に通算して八年以上従事した者であつて、前三号に掲げる者と同等以上の学識経験を有すると認められるもの

(審判官の資格)

第十三条 審判官の資格を有する者は、職務の級が行政職俸給表（一）による四級以上若しくは専門行政職俸給表による三級以上の者又は指定職俸給表の適用を受ける者であつて、次の各号のいずれかに該当し、かつ、独立行政法人工業所有権情報・研修館における所定の研修課程を修了したものとする。

- 一 五年以上特許庁において審査官の職にあつた者
- 二 産業行政等の事務に通算して十年以上従事した者であつて、うち三年以上特許庁において審査の事務に従事したもの
- 三 産業行政等の事務に通算して十二年以上従事した者であつて、前二号に掲げる者と同等以上の学識経験を有すると認められるもの

(審判書記官の資格)

第十三条の二 審判書記官の資格を有する者は、職務の級が行政職俸給表（一）による三級以上の者であつて、次の各号のいずれかに該当し、かつ、独立行政法人工業所有権情報・研修館における所定の研修課程を修了したものとする。

- 一 通算して五年以上特許庁において工業所有権に関する事務に従事した者
- 二 審判の手續に関し前号に掲げる者と同等以上の学識経験を有すると認められる者

VII 参考②

【工業所有権に関する手続等の特例に関する法律(平成二年六月十三日法律第三十号)(抄)】



(登録の基準)

第三十七条 特許庁長官は、前条第二項の規定により登録の申請をした者（以下この条において「調査機関登録申請者」という。）が次に掲げる要件のすべてに適合しているときは、その登録をしなければならない。この場合において、登録に関して必要な手続は、経済産業省令で定める。

一 次のいずれかに該当する者が調査業務を実施し、その人数が前条第二項の区分ごとに十名以上であること。

イ 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に基づく大学（短期大学を除く。）又は旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）に基づく大学を卒業した者であつて、科学技術に関する事務（研究を含む。ロにおいて同じ。）に通算して四年以上従事した経験を有し、かつ、独立行政法人工業所有権情報・研修館が行う研修を修了したもの

ロ 学校教育法に基づく短期大学若しくは高等専門学校又は旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）に基づく専門学校を卒業した者であつて、科学技術に関する事務に通算して六年以上従事した経験を有し、かつ、イの研修を修了したもの

ハ イ及びロに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者

二 電子計算機及び調査業務に必要なプログラムを有すること。

三 調査機関登録申請者が、特定の者に支配されているものとして次のいずれかに該当するものでないこと。

イ 調査機関登録申請者が他の株式会社の子会社であること。

ロ 調査機関登録申請者の役員（持分会社にあつては、業務を執行する社員）に占める同一の者の役員又は職員（過去二年間にその同一の者の役員又は職員であつた者を含む。）の割合が二分の一を超えていること。

2 前条第二項の登録は、調査機関登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。

一 登録年月日及び登録番号

二 登録を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

三 登録を受けた者が調査業務を行う区分

四 登録を受けた者が調査業務を行う事業所の名称及び所在地